でんさいネットのご利用の際の留意事項について

項番	項目	説 明 内 容
1	利用料	□ご利用においては、当金庫が定める利用料(手数料)をお支払いいただきます。 (※特例開示など一部サービスの利用手数料については、決済口座からの自動 引落しではなく、取引店で利用手数料をお支払いいただきます。) □全銀電子債権ネットワーク社からお客様に対し、直接、手数料等の費用を請 求することは原則としてありません。
2	サービスの提供期間(営業日・営業時間)	□インターネットによる当金庫のサービスの提供時間は、当庫営業日は、午前7時から午後11時までです。また、当庫営業日以外は、午前8時から午後10時までとなります。ただし、当日付で取り扱う記録請求の受付時限は、午前9時から午後3時までとなります。 □書面請求(店頭、渉外担当者受付)のサービス提供時間は当庫窓口営業時間中といたします。ただし、電子記録を行う日の前営業日までにお申し出ください。 □上記以外の時間帯であっても、サービスを提供する参加金融機関(注)もあります。 (※具体的なサービス提供時間や受付時限は、直接、窓口金融機関にお問い合わせください。) (注)全国の信用金庫、銀行、信用組合等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。
3	利用者番号	□お客様には、1 法人(個人事業主である場合には 1 人)につき 1 つの利用者番号を付与いたします。 □複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。 (※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。) (※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。)
4	でんさい(注)の発生 (注)でんさいネットが取 扱う電子記録債権の ことです。	□でんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上 100 億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。 □でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して7金融機関営業日から最短で3金融機関営業日を経過した日以降で、10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。
5	でんさいの譲渡	□でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取り扱いになります (手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払えなかった場合には (支払不能(注))、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになります。

		(注)支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。					
		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
		様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取り扱					
		いになります。					
		□でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することが					
		できます。					
6	でんさいの分割譲渡						
0		のでんさいを自分の債権として保有。)					
		口分割のみの取り扱いはできません。					
		□ □ 7 日の 7 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0					
		で1金融機関営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方					
7	でんさいの取消等	で「並織機関音楽日の間は、光土、機関等の記録開ぶそとだる各様の相手が が単独で取り消すことができます(当該期間を経過した場合は、「でんさいの					
		お幸福で取り消りことができます(当該期間を経過した場合は、「こんといの 記録内容の変更」の手続きが必要になります。)					
		□利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはで					
		山州吉宮原有主員のこ本品が無いと、てんさいの記録内存を変更することはで きません。					
8	でんさいの記録内容の変 更						
		になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、 行ってください。)					
		□でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。					
	記録請求の制限期間	ロくんさいの文払朔ロが近づくと、文払幸順のため、記録請求が制成さればす。 (※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の					
9		7 金融機関営業日前から最短で3 金融機関営業日前までに行う必要があり					
		□でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお					
		ロ C ん C いの 次済 (文払い)は、「口座間					
		各様は、当該でんさいの文払朔日の前呂来日までに沃済口座に負金をご学順 ください。					
		ヽ^。cぃ。。 □支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様に					
		は支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。					
	 でんさいの決済(支払い)	(※詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください。)					
	(口座間送金決済(注))	へのいる、「文仏」に記るがでは、ことがなっただい。) 口支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座へ					
	(ロ座町返並次が(左) (注)債務者の窓口金融機	の入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、					
	関が支払期日に債務	お取引先の窓口金融機関(注)にご確認ください。					
	者の口座から債権金	(注)お客さまとの間で利用計画を締結し、お客様からの記録請求等の窓口と					
1 0	額を引き落とし、送金	なる金融機関のことです。					
	を行うことにより、債						
	権者の口座に入金す	をした場合であっても、支払期日の3金融機関営業日前までに支払等記録が					
	る決済方法のことで	記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。					
	す。	□債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(注)(でんさいの譲渡人					
	7 0	口順物省に又払小能が光光した場合、電子記域体証ス(圧) (てんさいの譲渡ス を含む、以下同じ。) は、債権者に対して、支払義務を負います。					
		(注)でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録された					
		お客様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人					
		が、これに該当します。					
		□電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等					
	<u> </u>						

		記録を記録した場合、特別求償権(注)を取得します。電子記録保証人はご自
		 身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、
		 求償することができます。
		 (注)電子記録保証人が債務者の代わりに支払し、かつ、支払者として支払等
		記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保
		証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。
		口債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由
	口座間送金決済の中止	がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することがで
		きます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払
1 1		一
' '		融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてくだ
		MM成例を通じて口座間及並次別の中正の依頼と所せて英議中立をしてくた さい。
		(※詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。)
		□支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、
		当該債務者のお客様には、原則として支払不能処分が科されます。
		□支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。
		・でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての
		参加金融機関に対して通知されます。
	支払不能処分制度	・1 回目の支払不能となったでんさいの支払期日から 6 か月以内に 2 回目の
1 2	(手形の不渡処分制度に相 	大払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」
	当)	│ が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 │
		「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および
		「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。
		│□同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。
		口手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との
		合算はいたしません。
	異議申立の手続	□契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間
		送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、
		支払不能処分を猶予してもらうことができます。
1 3		口債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前金融機関営業日ま
'		でに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金
		額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要で
		す。
		(※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。)
		□「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、
1 4	記録事項の開示	債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とその窓口金融機関
		です。
		口でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記
	NI 0 = 1 A 1 W BB 1	- 録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットで
1 5	他の記録機関との関係	お取り扱いすることができます。
	(記録機関変更記録)	│ │□なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動すること
		はできません。
<u> </u>		

【ご参考:支払期日前後の記録の制限】

支払期日を基準とした記録請求日 (でんさいネット必着日)						決済情報提供日		口座間送金決済実施日			支払等記録日
各種記録請求と制限 (〇:記録請求可能) (Δ:条件付きで記録請求可能) (—:記録請求不可)	7 営業日前以前	6営業日前	5営業日前	4 営業日前	3営業日前	2 営業日前	1営業日前	支払期日	1営業日後	2 営業日後	3営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者:債務者、債権者)	0	<u>△</u> 注 9	<u>△</u> 注 9	<u>△</u> 注 9	<u>△</u> 注9	_			_	_	_
2. 譲渡記録請求 (請求者:債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	<u>△</u> 注5
3. 分割記録請求 (請求者:債権者)	0	_	_	_	_	_			_	_	_
4. 保証記録請求(単独保証) (請求者:債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	<u>△</u> 注5
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した 場合)(注1) (請求者:債権者)	0	0	0	0	0	_	-	△ 注 6	△ 注 6	△ 注 6	0
(請求者:支払者)	O 注7	_		_	_	_	_	△ 注 6	△ 注 6	△ 注 6	0
6. 変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を変更 する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 注8
(2)債権金額など利用者属性情報以外の記録を変 更する場合(注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者:債務者、債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	0	0	0	0							
②利害関係者が3名以上いる状態 (譲渡や保証が行われた後) (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	_	_	_	_	_	_	_

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、 支払等記録請求が必要。
- (注2)「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
- (注3)「一」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
- (注 4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」 の 4 項目のみ。
- (注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
- (注 6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払 等記録が行われるのは支払期日の3金融機関営業日後)。
- (注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
- (注8)債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
- (注9) 債務者による請求の場合で、でんさいネットが認めた参加金融機関で行う場合。